

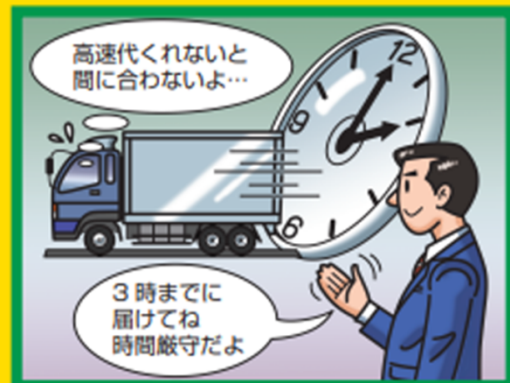
# 積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



## 恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招く恐れがあります。



## 無理な到着時間の設定

最高速度違反を招く恐れがあります。

## 過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



## 異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招く恐れがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附帯作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

◆トラックGメンは、**関係行政機関とも緊密に連携し、荷主・元請事業者の本社に対し、法に基づく「働きかけ」、「要請」等を実施し、早急な改善を促進**

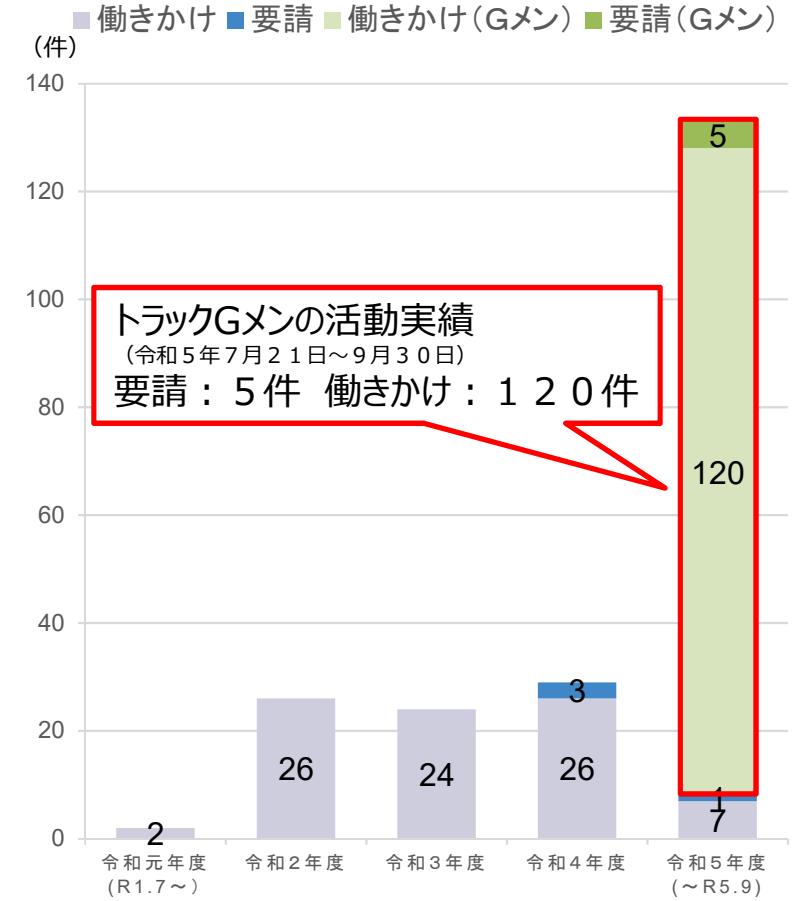


トラックGメン

# 「トラックGメン」の活動実績と今後の活動

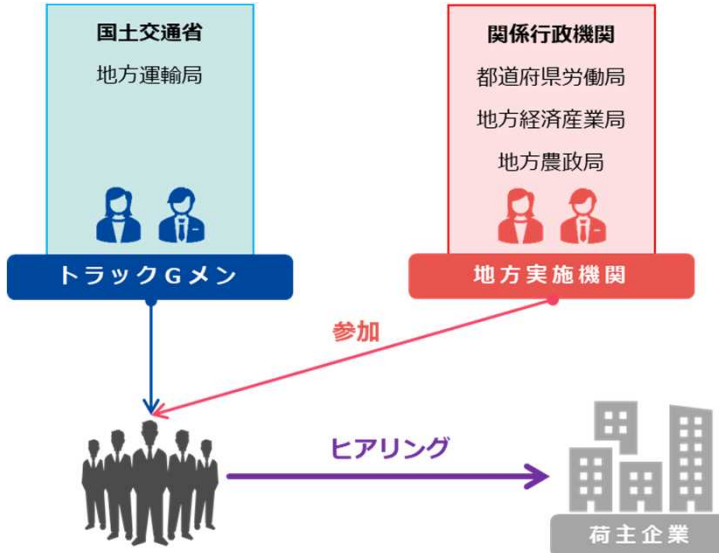
- トラックGメン発足後、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」を120件、「要請」を5件実施。
- 今後、国土交通省と厚生労働省の「荷主特別対策担当官」をはじめとする関係行政機関の地方実施機関（経済産業局、農政局、労働局）と連携し、荷主企業に対し、合同ヒアリングを実施。
- また、全トラック事業者に対し、荷主による違反原因行為の実態を把握するための調査を実施し、11月～12月を「集中監視月間」と位置付け、「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」を集中実施。

## トラックGメンの活動実績



## 今後のトラックGメンの活動

【荷主に対する関係行政機関との合同ヒアリング】



【「集中監視月間」の実施】

